

様式第 1 号

埼玉県立大学建設工事請負一般競争入札公告

19 埼玉県立大学電話設備更新工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので公告する。
なお、本公告に記載のない事項については公立大学法人埼玉県立大学建設工事請負一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

2019 年 5 月 14 日

公立大学法人埼玉県立大学
理事長 田中 滋

記

1 入札対象工事	
(1) 工事名	19 埼玉県立大学電話設備更新工事
(2) 工事場所	越谷市三野宮 820 番地
(3) 工事期間	契約確定の日から 2019 年 9 月 24 日まで
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。
(5) 工事概要	既設 PHS アンテナの撤去新設、PHS 子機の入替及び PHS アンテナ更新による 既設交換機の試験調整
(6) 業種名及び工事分類名	業種名 電気通信工事業 工事分類名 無線電気通信設備工事
(7) その他	
2 落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。
3 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、埼玉県立大学ホームページにより掲載する。
4 一般競争入札参加資格等 確認申請書の提出	2019 年 5 月 21 日（火）午後 5 時 00 分まで 入札参加を希望する者は、上に示す期間内に<u>一般競争入札参加資格等確認申請書</u>（以下「確認申請書」という。）、<u>一般競争入札参加資格等確認資料</u>（公立大学法人埼玉県立大学建設工事請負一般競争入札執行要綱様式第 2 号又は第 3 号）（以下「確認資料」という。）、<u>その他必要な資料</u>を下記宛先へ持参又は書留郵便など送達過程が記録される方法により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。（受付期間必着とし、この提出受付期間の終期日時までに資料が到着しない場合は、確認申請書は無効とする。） （1）資料の提出先及び提出部数 ア 提出先 〒343-8540 越谷市三野宮 820 番地 埼玉県立大学事務局 情報・施設管理担当 電話 048-973-4112 F A X 048-973-4807 イ 提出部数 1 部
5 入札参加資格の確認通知	2019 年 5 月 28 日（火）午前 11 時 00 分まで 入札参加資格の確認結果は、上記までに F A X により通知する。 午後 3 時までに通知の確認ができない時は、下記まで問い合わせること。 問い合わせ先 埼玉県立大学事務局 情報・施設管理担当

	電話 048-973-4112 F A X 048-973-4807			
6 設計図書等に関する質問	2019年5月22日（水）午前9時00分から午後3時00分まで			
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書（任意様式）をF A Xまたは、電子メールにより提出すること。 提出先 埼玉県立大学事務局 情報・施設管理担当 電話 048-973-4112 F A X 048-973-4807 電子メール shisetsu@spu.ac.jp			
7 質問に対する回答	2019年5月27日（月）午後3時00分			
	質問に対する回答は、上に示す日時までに埼玉県立大学ホームページ上にて掲載する。			
8 入札日時	2019年5月29日（水）午前10時00分 埼玉県立大学本部棟 4階 会議室1			
9 入札に参加できる者の形態	単体企業			
10 入札に参加する者に必要な資格				
(1) 建設業の許可	電気通信工事業			
	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。			
(2) 資格者名簿への登載	平成31・32年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、 <u>上記「（1）建設業の許可」に示す業種</u> で登載された者であること。ただし、競争参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。 下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 所在地	「本店又は主たる営業所」		埼玉県内	
	「申請事業所」			
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「申請事業所」が上に示す所在地にあること。			
(4) 格付	業種	電気通信工事業	格付	A級又はB級
(5) 施工実績	1回の契約金額が（特定共同企業体による契約にあつては、出資比率に基づく相当額とする）5百万円以上の電気通信工事			
	契約の締結日にかかわらず平成21年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人及び国立大学法人を含む）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人及び公立大学法人を含む。）との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。			
(6) 配置予定の技術者	資格・経験	建設業法に規定された資格		
	ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。			
	イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、上記5に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。			
	ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。			
	エ 落札者決定後、C O R I N S等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。			
	オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。			

(7) 現場代理人	本工事は下記のいずれかの場合に「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」の「兼務を認める工事」の対象とする。 ア 当初請負契約額が3千5百万円未満の工事の場合 イ 当初請負契約額が3千5百万円以上の工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」により主任技術者の兼務が認められる場合
(7) その他の参加資格	ア 公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。 エ 電気通信工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負代金額が5百万円（建築一式工事にあつては1千5百万円）未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 ク 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 なお、建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。
11 最低制限価格	設定しない。
12 入札保証金	免除する。
13 契約保証金	(1) 落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。 (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあつては、保証金額）と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）

	第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証 (3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に本大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫と本大学を債権者とする工事履行保証契約を締結した者 (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
14 支払条件	
(1) 前金払	する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)
(2) 中間前金払	しない。
(3) 部分払	しない。
15 現場説明会	開催しない。
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 入札に参加する者の数が1人であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 入札金額見積内訳書を入札書提出の際に同封すること。 イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約を行う。
(5) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(6) くじ	落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札に参加する資格のない者がした入札 イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ウ 郵便、電報、電話及びFAXにより入札書を提出した者がした入札 エ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 オ 談合その他不正行為があったと認められる入札 カ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札 キ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ク 次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 入札者の押印のないもの (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

	(ウ) 押印された印影が明らかでないもの (エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの ケ その他公告に示す事項に反した者がした入札
17 その他	(1) 公立大学法人埼玉県立大学建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、入札に参加すること。 (2) 提出された確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領（平成22年4月1日施行）を準用し、これに基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
18 この公告に関する問い合わせ先	越谷市三野宮820番地 埼玉県立大学事務局 情報・施設管理担当 電話 048-973-4112 F A X 048-973-4807